

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年- 8 (元. 6. 3)	会計管理	<p>公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしづ寄せが、労働者の賃金を低下させている。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手へ技能が承継されず、建設産業や公共関連事業の将来に深い影を落としている。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラ整備・維持・改修にも支障を生じかねない。低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招く。ここ数年は、トップランナー方式による自治体財政の縮め付けが厳しくなり、正規職員の非正規職員への置き換えがすすむなど、公務・公共サービスの質的劣化が問題になっている。さらに、各地で相次ぐ自然災害でも、公共施設への信頼に疑問を出される場面も増えている。その上、労働者不足で建設産業そのものが疲弊し、地域経済の維持に警鐘が発せられており、老朽化の進行による生活関連インフラの改修すらできない事態が起きている。</p> <p>その打開のため国土交通省は、2013 年から 2018 年の 6 年間で公共工事設計労務単価を全職種平均で 39.3%（東日本大震災被災地では 55.3%）引き上げ、「適切な賃金水準の確保と社会保険加入」を業界団体や自治体に要請した。これによって、公的機関からの公共工事発注単価は改善されたが、元請企業や中間業者による中抜きやピンハネ、一向に改善されない重層下請け構造などで、その賃金が現場の</p>	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 曜	不採択 (元. 6.28)

**本会議(元. 6.28)委員長報告
会議録暫定版**

公契約条例の制定は、最低賃金法等の労働法制との整合性を図る必要があり、労働法制を所管している国が法令によって制度設計すべき事項であること。県としても、発注価格が受注者側の賃金に影響を与えないよう、最低制限価格制度の積極的な運用を図る等の取組を実施していることから、不採択と決定いたしました。

総務教育常任委員会・陳情

	<p>労働者に届いておらず、現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていない。さらに、アウトソーシングや指定管理の現場で働く多くの労働者の賃金は、最低賃金に接近している。</p> <p>こうした事態を改善するために、今、公契約条例の制定が各地で急速に広がっている。残念ながら、日本の法律・条例で、賃金を規定できる法律・条例は最低賃金法と公契約法・条例以外にはない。公契約条例を制定する目的は、発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質の確保、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとする自治体の決意を住民に宣言することにある。</p> <p>鳥取県でも、早急に、公契約条例を制定し、住民の安全・安心を守る公務・公共サービスの質を確保するために、ダンピング受注を廃して適正価格による発・受注を実施し、労働者の労働条件を改善することが緊急に必要である。さらに入手不足の拡大によって、必要な行政サービスが確保できないような事態は避けなければならない。</p> <p>よって、鳥取県が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する公契約条例を制定すべく、次に掲げる決議をあげて行政側に実施を求めていただくよう陳情する。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、鳥取県が適切と考える賃金・報酬が事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行うこと。</p>	
--	---	--

総務教育常任委員会・陳情